

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川 克隆

被告 国外1名



## 証拠説明書 6

(甲イ6、同7号証)

平成29年1月18日

東京地方裁判所 民事第10部合A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 古川 元 晴

同 古川 史 高

同 伊豆 隆 義

外



号証	標目	区分	発行年月日	作成者	立証趣旨
甲イ6	2001年度版・電気事業法の解説	写し	平成14年3月15日	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部、原子力安全・保安院	資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院が、電気事業法40条の技術基準適合命令の規定の解釈として、「設置若しくは変更の工事後の周囲の環境の変化若しくは事業用電気工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなったにもかかわらずそのまま放置されている場合については、技術基準に適合するよう監督する必要がある、本条の命令はそのような場合に発動されるものである。」との見解を公表していること。
甲イ7	2005年版・電気事業法の解説	写し	平成17年8月25日	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部、原子力安全・保安院	同上。